

五條市新規雇用就農者応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市の農業の振興及び農業従事者の育成・確保を推進し、将来的に本市において自立就農し、地域農業の担い手を目指す新規に雇用就農する者に対し、予算の範囲内において五條市新規雇用就農者応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、五條市補助金等交付規則（令和3年3月五條市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業経営者に雇用される者（以下「雇用就農者」という。）とは、市内にて農業を営む農業経営者に、新たに農業に従事するため、正規雇用された者をいう。
- (2) 親元就農者とは、三親等以内の親族が経営する農業経営体に新たに就農し、家族経営協定により自らの責任や役割（農業に専従すること及び経営主から専従者給与が支払われること等）が明確になっている者をいう。ただし、他で正規雇用されている者は除く。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に住所を有する雇用就農者又は親元就農者であつて次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 就農日から起算して1年を経過していない者
- (2) 本市に定住し、本市において農業の担い手になるという意思がある者
- (3) 就農時18歳以上49歳以下の者
- (4) 将来的に本市にて独立・自営就農を目指す者
- (5) 本市に対する債務を完納（納期未到達分の未納は除く。）している者
- (6) 同様の補助を受けていない者

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表のとおりとし、補助金の額は30万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、五條市新規

雇用就農者応援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書（物品・資格など申請する内容が分かる名称、領収日、価格、申請者の氏名及び店名が記載されているもの）の原本及び写し
 - (2) 物品の場合は写真、資格の場合は修了証書などの写し
 - (3) 住民票
 - (4) 雇用証明書（雇用就農者の場合）
 - (5) 家族協定書（親元就農者の場合）
 - (6) 青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）書の写し（親元就農者の場合）
 - (7) 納税証明書
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号の領収書の原本については、その内容を確認後、申請者に返却するものとする。
- 3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、申請者との面接を行い、第3条第2号及び第4号の事項について、確認するものとする。

（交付申請の回数等）

第6条 申請者は、第3条第1号に規定する期間内において、第4条に規定する限度額を超えない範囲で2回まで申請することができるものとする。

- 2 2回目の申請においては、前条第1項第3号から第6号までに掲げる書類の提出及び同条第3項に規定する面接は求めないものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前2条の交付申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、五條市新規雇用就農者応援補助金交付決定通知書（様式第2号）又は五條市新規雇用就農者応援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請書に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、交付決定を受けた年度の末日までに、五條市新規雇用就農者応援補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、補助金の請求を受けたときは、速やかに、当該補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、五條市新規雇用就農者応援補助金返還命令書（様式第5号）により、申請者に補助金の返還を求めることができる。

- (1) 補助金の交付を受けた日から5年以内に離農した場合
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合
- (3) 第12条に規定する就農実績の報告を期限までに行わなかった場合

(財産の処分の制限)

第11条 決定者は、補助金により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

- 2 市長は、決定者が処分制限期間中において、取得した財産等を市長の承認を受けて処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

(就農実績の報告)

第12条 決定者は、補助金の交付を受けた日（2回の補助金の交付を受けた場合は、2回目の日とする。）から起算して5年を経過する日までの間、毎年、就農状況について、五條市新規雇用就農者応援補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出し、面談を受けなければならない。

- 2 前項の規定による報告及び面談は、補助金の交付を受けた日（2回の補助金の交付を受けた場合は、2回目の日とする。）から起算して1年を経過する日ごとに、当該1年の就農状況について、原則として、当該日の属する月の翌月末までに行うこととする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第12条第2項の規定は、令和6年度以降の年度分の報告及び面談に適用し、令和5年度以前の年度分の報告及び面談については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助事業	補助対象経費
農業に使用する機材等の購入 （就農日から起算して1年を経過しない期間までとする。）	農作業に従事する際に個人で購入した機材等購入費
農作業に従事するために取得した資格取得費 （就農日から起算して1年を経過しない期間までとする。）	農作業に従事する際に個人で習得した資格取得費

※ 中古の機械を購入する場合は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数をいう。）から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上のものに限る。